

将来負担比率から見る起債の限度について

平成22年2月24日 公共施設再配置計画担当作成

I 将来負担額

(単位:千円)

1	2	3	4	5	6	
地方債現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	公営企業債等繰入見込額	組合等負担等見込額	退職手当負担見込額	設立法人の負債額等負担見込額(①+②)	
					①土地開発公社	②学校建設公社
37,323,835	4,161,180	24,305,120	296,391	9,941,743	2,528,156	1,694,806
						833,350

将来負担額【A】(1+2+3+4+5+6)

78,556,425

II 充当可能財源等

(単位:千円)

7	8		9
充当可能基金	充当可能特定歳入		基準財政需要額算入見込額
		うち都市計画税	
3,223,861	16,441,665	16,036,253	39,430,313

充当可能財源等【B】(7+8+9)

59,095,839

III 将来負担比率

A	—	B			
78,556,425		59,095,839		19,460,586	H20将来負担比率
			=		=
				25,082,397	77.5%
標準財政規模	—	算入公債費等の額			
28,478,888		3,396,491			

IV 起債限度の試算

早期健全化基準である将来負担比率350%まで、次の条件の下に起債をすると仮定すると追加起債可能額は、以下のとおりとなる。

条件: 利子分の償還は加味しない。また、地方債以外の将来負担、充当可能基金及び特定歳入並びに標準財政規模は変動しない。また、基準財政需要額算入見込額には、追加起債額の50%を算入するとともに、算入公債費等の額には、現在の比率と同じ基準財政需要額算入見込額の8.6%が算入されると仮定。なお、各償還年度における実質公債費比率については考慮していない。

A	+	追加起債可能額	—	B	—	充当可能財源追加額			
78,556,425		105,038,899		59,095,839		52,519,449		71,980,035	将来負担比率
									350.0%
標準財政規模	—	算入公債費等の額	—	算入公債費等追加額				20,565,724	
28,478,888		3,396,491		4,516,673					

将来負担比率とは  
ア 内容

自治体財政の早期健全化や再生を促すことをねらいとする「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により公表する、地方公共団体の4つの健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）の一つ。  
一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表したもので、早期健全化基準である350%以上となった場合には、財政健全化・財政再生計画や経営健全化計画を策定し、早急に改善に取り組まなければなりません。

イ 算定式

$$\text{将来負担比率(\%)} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- 将来負担額の内容
  - ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
  - ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
  - ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
  - ④ 組合等の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
  - ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
  - ⑥ 設立法人の負債等に係る一般会計等の負担見込額
  - ⑦ 連結実質赤字額
  - ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち、一般会計等の負担見込額
- 将来負担額から控除されるもの
  - ⑨ 充当可能基金額（①～⑥に充てることのできる基金）
  - ⑩ 特定財源見込額
  - ⑪ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額